

第89号議案

春日市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年12月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

春日市立須玖保育所を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所とするため、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市保育所設置条例の一部を改正する条例

春日市保育所設置条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

春日市立昇町保育所	春日市昇町3丁目159番地
春日市立須玖保育所	春日市須玖南2丁目120番地

」

を

「

春日市立昇町保育所	春日市昇町3丁目159番地
-----------	---------------

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。